

令和6年度 室蘭市障害者施設整備事業費補助金にかかる基本方針

1. 趣旨

この基本方針は、令和6年度 室蘭市障害者施設整備事業費補助金（以下「グループホーム整備事業費補助金」という。）により整備する施設について、基本的な考え方や、必要とされる施設の優先度等を定めるものである。

2. 基本方針

グループホーム整備事業費補助金は、北海道の地域づくり総合交付金を原資とした室蘭市の補助事業として、市内で不足しているグループホームの整備を促進する目的で実施している。

現在、市内グループホームの定員は141人（令和6年4月1日現在）となっているが、重度の障がいのある人の受入体制の強化・基盤整備を図るため「第7期障害福祉計画」（令和6年度～令和8年度）に示すとおり、令和8年度末までに定員を161人とすることを目標とする。

3. 整備を促進するグループホーム

近年の障がい児者を取りまく環境の多様化とともに、障がい者の重度化・高齢化、医療的ケアへの対応、さらに地域移行を見据えた体験の場の設置や「親亡き後」を見据えた切れ目のない支援の必要性などの観点から、今後のグループホーム整備については、下記の機能を有する施設の整備を優先的に促進する。

- ・身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級のある人や、車いすや肢体不自由による要介助、医療的ケア、強度行動障がいにより特別な支援が必要な人等の重度の障がいのある人の受入が可能なもの
- ・短期入所機能を備え、緊急時の受け入れ・対応の体制及び地域生活への移行のための体験利用の場を有するもの

4. 事業者の選考

補助対象事業者の選考については、上記の方針を踏まえ、別に定める方法により選定する。